

## 別記第2

# 勸告

本委員会は、別記第1における報告および諸資料に基づき、職員の給与について、次のように措置することを勧告する。

### 1 本年の公民較差に基づく改定

#### (1) 給料表

各給料表については、人事院が勧告した国家公務員の俸給表に準じて改定すること。

ただし、高等学校等教育職給料表ならびに小学校および中学校等教育職給料表については、別表第1のとおり改定すること。

#### (2) 諸手当

ア 医師および歯科医師の初任給調整手当ならびに扶養手当については、人事院が国家公務員について行った勧告に準じて改定すること。

イ 期末手当、勤勉手当および期末特別手当については、次のとおり改定すること。

(ア) 平成17年12月に支給される期末手当、勤勉手当および期末特別手当については、人事院が国家公務員について行った勧告に準じて改定すること。

(イ) 平成18年度以降に支給される勤勉手当および期末特別手当については、人事院が国家公務員について行った勧告に準じて改定すること。

### 2 給与構造の見直しによる改定

#### (1) 給料表

各給料表については、1(1)による改定後の給料表を人事院が勧告した国家公務員の俸給表に準じて改定すること。これに伴い、級別標準職務表についても、所要の改定を行うこと。なお、改定後の給料表への切替えについては、国家公務員に対してとられる措置に準じて措置すること。

ただし、高等学校等教育職給料表ならびに小学校および中学校等教育職給料表については、1(1)による改定後の給料表を別表第2のとおり改定すること。なお、改定後の給料表への切替えについては、次によること。

(切替要領)

- ① 切替日の前日から引き続き在職する職員の切替日における職務の級(新級)は、切替日の前日においてその者が属していた職務の級(旧級)とする。
- ② ①により新級が定められる職員の切替日における号給(新号給)は、旧級、その者の切替日の前日における号給(旧号給)およびその者が旧号給を受けていた期間(人事委員会の定める職員にあっては、人事委員会の定める期間)に応じて別表第3に定める号給とする。

(2) 昇給制度

昇給制度については、人事院が国家公務員について行った勧告に準じて改めること。

(3) 諸手当

調整手当については、地方自治法の改正の動向、人事院が国家公務員について行った勧告および本県の実情を考慮の上、地域手当に改めること。なお、異動した職員等に係る特例については、廃止すること。

### 3 改定の実施時期等

(1) 改定の実施時期

この改定は、この勧告を実施するための条例の公布の日の属する月の翌月の初日(公布の日が月の初日であるときは、その日)から実施すること。ただし、1(2)イ(ア)については、平成17年12月1日から、1(2)イ(イ)および2については、平成18年4月1日から実施すること。

(2) 経過措置

この改定に伴い、国家公務員に対してとられる措置に準じて、所要の経過措置を講ずること。